

酪農学園大学外国人受入規程

制 定 2014年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学(以下、「本学」という。)における外国人の受入について、必要な事項を定めることにより、外国人研究者及び学生が行う活動を支援し、本学の国際教育の推進と学術研究の国際的発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本学が受け入れる外国人研究者及び学生の名称をINTERNATIONAL VISITING SCIENTIST and STUDENT (以下、VSという。)とする。

(資格)

第3条 VSとして受け入れることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学術交流協定を締結している機関を通じた短期プログラムにより来訪する外国人
- (2) 国際協力機構(JICA)、日本学術振興会(JSPS)、日本学生支援機構(JASSO)、外国政府等、外部機関が支援するプログラムにより来訪する外国人
- (3) その他、学長が特に必要と認める者

(受託の原則)

第4条 VSの受入の決定は、学長が行うものとする。

- 2 受入期間は、原則として2週間以上1年未満とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長がプログラムの目的を達成するために、継続する必要があると認めた場合は、受入期間を延長することができる。
- 4 第3条第1項第2号により、外部機関を通じた委託事業、交流事業として実施する場合は、それぞれの外部機関が定める基準に基づき受入期間を定めることも可能とする。

(担当教員)

第5条 VSの受入に際しては、担当教員を定めるものとする。

- 2 担当教員はプログラムを策定し、本学に短期滞在するVSの研究及び学習を支援するものとする。

(待遇・保険・生活)

第6条 本学は、VSに対して、給与、渡航に要する経費は支給しない。

- 2 滞在中の不慮の事故に備え、VSは、本人あるいは派遣元団体の負担により滞在目的及び期間に応じた傷害保険に加入しなければならない。
- 3 VSの生活上の諸問題及び健康管理は、自己の責任において対処するものとする。

(施設等の利用)

第7条 VSは、本学に滞在する目的を遂行するために必要な本学の施設・設備を本学の教育・研究に支障のない範囲で利用することができる。

2 VSの故意又は重大な過失により本学の施設・設備等を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則の遵守)

第8条 VSは、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修費)

第9条 担当教員はプログラム実施に必要な経費を積算し、経費を徴収することも可能とする。

(報告)

第10条 VSがその目的を終了したときは、終了後1ヵ月以内に担当教員を経て、プログラムに関する報告書を学長に提出するものとする。

2 担当教員は、帰国前に報告会を開催し、成果の学内での共有を図るとともに、VS受入に係る実施報告書を作成し、学長に提出する。

(資格の取り消し)

第11条 VSが申し出たとき、又はその本分に反する行為があった場合は、協議会の議を経て、学長がVSの資格を取り消すことができる。

(事務処理)

第12条 本規程の運用に伴う事務は、酪農学園大学エクステンションセンターにおいて取り扱うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、VSに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃については、協議会の議を経て学長がこれを決定する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。